

特定計量器定期検査の実施（公告）

文

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和元年7月30日

長崎県知事 中村 法道

1 検査区分・実施区域・検査場所及び検査日時

平戸市

検査区分	実施区域	検査場所	検査日	検査時間
集合検査	度島地区	平戸市漁協度島支所	9月2日	15時10分から15時40分まで
同 上	中部地区	平戸市ふれあいセンター （中部公民館）	9月3日	9時30分から12時まで
	南部地区	平戸市多目的研修センター （南部公民館）		13時30分から16時まで
同 上	生月町全地区	平戸市役所生月支所	9月4日	10時から12時まで 13時から15時まで
同 上	神浦地区	大島村公民館	9月5日	10時から11時30分まで
	的山地区	的山地区活性化センター		12時30分から13時まで
同 上	田平町全地区	田平町民センター	9月11日	9時30分から12時まで 13時から15時まで
同 上	北部地区	未来創造館（ホール）	9月12日	9時30分から12時まで 13時から16時まで
同 上	平戸市全地区	未来創造館（ホール）	9月13日	9時30分から11時まで
所在場所 検査	計量器の所在の場所		9月1日から 9月30日まで 土曜・日曜 祝日は除く	10時から12時まで 13時から17時まで

2 検査の対象となる特定計量器

取引又は証明に使用する特定計量器

3 検査の実施機関

指定定期検査機関 （一社）長崎県計量協会